

# FC ジョカーレ (FC.Giocare)

## 規 約

### 第 1 条 (名称)

本クラブの名称は「FCジョカーレ」(FC. Giocare) とする。(\*4)

### 第 2 条 (所在)

本クラブは、山梨県甲府市緑が丘 1 丁目 2 番 1 5 号に主たる事務所を置く。

### 第 3 条 (目的)

本クラブはサッカー及びスポーツ活動を通じ、心身の発達、育成を図り、豊かな心情を育成し、健康的で豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (活動の種類)

本クラブは第 3 条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) その他目的達成のために必要と思われる活動

### 第 5 条 (入会資格)

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できる者であること。
- (2) 保護者の承諾及びサポートを受けることができる者であること。
- (3) スポーツを行うに適した健康状態であること。

## 第6条（入会手続）

1. 本スクールに入部を希望するものは所定の手続きに従い事務局に申し込むこと。
2. 入会申込書の提出を受け本クラブが入部を認めた者（以下クラブ員という）は別途定める日からクラブ活動に参加できる。

## 第7条（会費等）

本クラブに入部する者は、別に定める会費を納入するものとする。

## 第8条（会費の不返還）

一度入金した会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

## 第9条（会費の滞納）

クラブ員が、会費の納入を怠ったときは、本クラブは指導を停止するか、または退会させることができる。

## 第10条（指導）

本クラブの指導は原則として（公財）日本サッカー協会公認指導者・日本体育協会スポーツ指導員・審判員資格保有者が指導を行います。

## 第11条（練習日・時間）

1. 本クラブの練習日、時間についてはクラブが定めたスケジュールによる。
2. やむを得ない事情により定められた練習日時間等を変更または中止する場合があります。その場合は事前にお知らせします。

## 第12条（モラル）

クラブ員は次の事項を守らなければならない。

- （1）フェアプレー精神をむねとし、クラブを取り巻く全ての環境にリスペクトすること。
- （2）本クラブの目的に沿うように努めること。

- (3) 練習及びクラブ活動に際しては、本クラブが指定したウェア等がある場合にはそれを着用しクラブ員として品位を保つよう努めること。
- (4) 上記モラルについては保護者においても同様に受け止めていただきます。

## 第13条（休会）

1. 本クラブの休会（1か月以上・2か月以下）を希望するクラブ員は前月15日までに届け出を必要とする。
2. 休会は2か月以内とし休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。但し、けが等による場合はその限りではない。
3. 休会期間中の会費等については別に定めるところによる。

## 第14条（退会）

1. 退会を希望するクラブ員は、退会希望月の前月15日までに退会届を提出しなければならない。
2. 退会后、再度入会する場合は、改めて新規入会手続きを行うものとする。

## 第15条（クラブ員の情報変更）

クラブ員は、住所・連絡先など入会申し込み内容に変更があった場合は速やかにその旨届け出なければならない。

## 第16条（除名）

クラブ員が下記に該当する場合には除名することができる。この場合、クラブ員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第17条（事故の責任）

1. 本クラブ員は必ずスポーツ安全保険に加入する。

2. 本クラブの活動中に発生した事故の補償及び責任は加入する保険の約款通りとし、本クラブ及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

## 第 18 条（写真・映像の使用）

本クラブの活動での写真・映像などをクラブホームページ等に使用することがある。

## 第 19 条（個人情報の取り扱い）

本クラブは、法令を遵守しプライバシーポリシーに配慮し厳正に取り扱う。

## 第 20 条（細則）

本クラブは必要に応じ、本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則を定めることができる。

## 第 21 条（発効）

本規約は 2007 年 4 月 1 日より発効する。

## 第 22 条（改定）

本クラブは必要に応じ規約を改定することができる。

## 附則

1. 本クラブへの入会金及び会費は次に掲げる額とする。

(1) クラブ入会金 5,000円（月会費・年会費込）

(2) クラブ員月会費 4,000円（5・6年生）

(3) クラブ員月会費 3,000円（4年生以下）

(3) 年会費 2,000円

(4) 休会中の会費は免除する。